

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 31 年3月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800519 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 1800049 号

第1 結論

昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの請求期間及び昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女（子）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 26 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 12 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 44 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで

請求期間①及び②について、母（訂正請求記録の対象者）の年金記録は、国民年金保険料の未納期間とされているが、母の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録を見ると、A 県 B 市の検認印が押印されている。

母が亡くなっているため、当時の詳細は不明であるが、調査の上、母の請求期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳の国民年金印紙検認記録を見ると、請求期間①及び②の国民年金保険料については、いずれも前年度において、保険料額が同じである当該年度の 1 月から 3 月までの国民年金保険料と同日に納付されたことを示す B 市の検認印があることから、当時の国民年金法に規定されている納期限までに納付されていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録及び特殊台帳には、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の還付又は他の期間に充当された記録は見当たらない上、日本年金機構 C 年金事務所は、昭和 53 年度以前の還付整理簿は保管していない旨回答しており、当該期間に係る国民年金保険料の還付等がされていたことを確認することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800507 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1800120 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年11月8日から同年10月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和48年10月1日から同年11月8日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年10月1日から同年11月8日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

昭和48年4月から昭和49年3月までの期間、B社及びA社に継続して同じ場所で勤務したが、B社からA社に転籍となった請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

企業年金連合会から提供された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会（回答）並びにA社の承継事業所であるとするC社の回答から、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、B社における資格喪失日が請求者と同日であり、かつ、A社における資格取得日が請求者と同日となっている者は、請求者は請求期間を含め請求期間後も、接客・給油係として勤務していた旨回答している。

さらに、C社は、「A社は、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除した。企業年金連合会へ移換したD厚生年金基金の記録から、昭和48年10月1日付けで資格取得の処理がされているので、保険料の徴収は行われたものと考えられる。」旨回答している。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となつた日は昭和48年11月8日と記載されており、請求期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、C社から提供された、同年10月1日付け、A社が厚生年金基金に対し提出した「被保険者の同意を得たことを証する書類」によると、16名の被保険者が当該厚生年金基金の設立ある事業所として編入することに同意していることが確認できることから、同社は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年10月1日とし、請求期間の標準報酬月額については、A社における請求者の同年11月の厚

生年金保険の記録及び同年 10 月の厚生年金基金の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は、事業所の新規適用の届出が遅れたため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は納付できなかつたと考えられる旨回答しており、A 社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、適用事業所の届出を行つていなかつたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る昭和 48 年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800526 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1800121 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年11月8日から同年10月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和48年10月1日から同年11月8日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年10月1日から同年11月8日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

昭和48年7月から昭和57年8月までの期間、B社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、B社からA社に転籍となった請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

企業年金連合会から提供された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会（回答）、雇用保険の加入記録並びにA社の承継事業所であるとするC社の回答から、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、B社における資格喪失日が請求者と同日であり、かつ、A社における資格取得日が請求者と同日となっていた複数の者は、請求者は請求期間の前後を通じて、自動車整備士として勤務していた旨回答している。

さらに、C社は、「A社は、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除した。D厚生年金基金の資格取得届は、昭和48年10月1日取得で受付されており、企業年金連合会へ移換した記録と一致していることから、保険料の徴収は行われたものと考えられる。」旨回答している。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となつた日は昭和48年11月8日と記載されており、請求期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、商業登記の記録によると、同社は同年9月25日に設立されている上、C社から提供された、同年10月1日付け、A社が厚生年金基金に対し提出した「被保険者の同意を得たことを証する書類」によると、35名の被保険者が当該厚生年金基金の設立ある事業所として編入することに同意していることが確認できることから、同社は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年10月1日とし、請求期間の標準報酬月額については、A社における請求者の同年11月の厚生年金保険の記録及び同年10月の厚生年金基金の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、事業所の新規適用の届出が遅れたため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は納付できなかつたと考えられる旨回答しており、A社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、適用事業所の届出を行つていなかつたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る昭和48年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800610 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 1800047 号

第1 結論

昭和 57 年 4 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

昭和 57 年 3 月に大学を卒業したので、同年 4 月に母が A 県 B 市役所 C 支所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が結婚する昭和 58 年 3 月までは母が、同年 4 月以降は妻が、最寄りの銀行や郵便局で毎月欠かさず納付した。

所得税の確定申告書控（以下「確定申告書控」という。）を提出するので、請求期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、平成 8 年 4 月 24 日に A 県 D 市において払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年 3 月頃に行われたと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と符合しない。

また、前述の加入手続時期において、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を現年度納付することはできず、請求期間のうち大半の期間は、国民年金法の時効に関する規定により、過年度納付することもできない。

さらに、請求期間当時に国民年金保険料を納付するためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、請求者の母が納付したとする時期において、B 市に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は平成 4 年分の確定申告書控を提出しているが、社会保険料控除額に係る内訳が記載される確定申告書の裏面は確認できず、ほかに国民年金保険料の納付額を示す資料も確認できないため、当該確定申告書控から、請求期間の国民年金保険料の納付を認めることはできない。

また、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、請求期間は 144 か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、請求者の母及び妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：近畿（受）第1800520号

厚生局事案番号：近畿（国）第1800048号

第1 結論

平成9年4月から同年12月までの請求期間及び平成12年3月の請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和48年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成9年4月から同年12月まで
② 平成12年3月

請求期間①について、平成10年8月の終わり頃に、A県B市C区からA県D市に転居し、転入手続をした同年9月に、D市役所の窓口において、当該期間及び平成10年分の国民年金保険料の免除申請を行った。

請求期間②について、勤務先を退職した平成12年3月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、同月中にD市役所の窓口において、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請と障害基礎年金の裁定請求の手続を一緒に行った。

しかし、ねんきん定期便を見ると、請求期間①及び②について、国民年金保険料の未納期間と記録されているが、確かに当該期間の免除申請を行い、免除が承認されているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②当時、国民年金保険料の免除申請に係る手続は、住所地の市町村において行うこととされており、国民年金保険料の免除が承認される期間は、月を単位として、免除申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされている。

請求期間①について、請求者は、平成10年9月にD市役所の窓口において、国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しており、同市の住民票によると、請求者が同市の住民となった年月日は同年9月1日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、請求期間①の国民年金保険料の免除の承認を受けるためには、少なくとも平成9年5月末日までに、請求者が陳述するD市に転入する前の住所地であるB市C区で免除申請を行うこととなり、D市で当該期間の免除申請を行ったとする請求者の主張は、当時の制度上の取扱いと符合しない上、B市C区役所の担当者は、請求者に係る国民年金保険料の免除申請の受付状況について、請求者が他の市町村に転出してから5年を経過しているため、同区が管理するシステムにおいて確認することができない旨陳述している。

また、オンライン記録によると、請求期間①の属する平成9年度は平成10年1月から同年3月までの期間について免除が承認されており、その免除申請日は平成10年2月2日であることから、請求者は、当該申請日において、請求期間①の国民年金保険料の免除申請を行うことができなかつたと考えられる。

請求期間②について、請求者は、平成12年3月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、同月中にD市役所の窓口において、国民年金保険料の免除申請と障害基礎年金の裁定

請求を一緒に行った旨主張しており、オンライン記録によると、請求期間②の属する平成 11 年度に係る免除申請は平成 11 年 4 月 30 日に行われていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、平成 11 年 6 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成 12 年 3 月 7 日に同被保険者資格を喪失しており、請求期間②に係る国民年金保険料の免除が承認されるためには、同日以降に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、平成 12 年 4 月末日までに免除申請を再度行うことが必要となるところ、オンライン記録によると、当該期間に、請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請が行われたとする記録は確認できない上、請求者に係る障害基礎年金の裁定請求の受付日は平成 12 年 5 月 2 日であることから、請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請が行われていたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②後の平成 12 年 5 月 22 日時点において、同年 3 月 7 日まで遡って国民年金の被保険者資格を再取得させる勧奨対象者であり、当該再取得に係る事務処理が平成 12 年 6 月に行われていることを踏まえると、請求者は、請求期間②当時において国民年金に未加入であり、請求期間②の国民年金保険料の免除申請を行うことができなかつたものと考えられる。

さらに、国民年金保険料免除申請書（以下「免除申請書」という。）の受付処理簿について、D 市及び同市の担当者は、電算システムの被保険者台帳で管理しており、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請の受付記録はない旨回答及び陳述している上、日本年金機構 E 事務センターは、当該期間当時の免除申請書を保管しておらず、これらのことから、請求者の当該期間に係る免除申請書の受付状況等を確認することができない。

加えて、国民年金保険料の免除申請が行われた場合、その承認又は却下の決定は社会保険事務所（当時）において行われ、その決定内容を、国民年金保険料免除承認通知書等により被保険者に通知されるが、請求者は、免除承認通知書のはがきを処分してしまった旨陳述していることから、請求期間①及び②について、免除が承認されていたか否かを確認することができない。

また、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られている上、当該期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1800514 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 1800122 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月 26 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した昭和 53 年 3 月 25 日から昭和 56 年 4 月 25 日までの約 3 年間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

勤務期間中に B 支社（B 校）に異動したもの、請求期間は、その前後の期間と同様に、職業訓練校を兼ねた A 社において、職業訓練及び仕事を行っており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和 60 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は既に亡くなっている上、同社の複数の元役員は、請求期間における請求者の勤務実態、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料控除の状況等は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間に A 社における厚生年金保険被保険者記録があり、かつ所在の判明した者に照会し、複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる回答は得られない。

さらに、オンライン記録によると、請求者が A 社に一緒に入社したとする同僚 23 人は全員、請求者と同様に、厚生年金保険被保険者資格を昭和 54 年 4 月 26 日に喪失し、昭和 55 年 4 月 1 日に再取得しており、請求期間に係る被保険者記録がない上、当該 23 人のうち所在が判明した者に照会したが、請求期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られない。

加えて、請求者の雇用保険記録によると、請求期間に係る雇用保険被保険者記録は見当たらぬところ、請求者は、被保険者資格を昭和 55 年 4 月 1 日に再取得しており、当該記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることから、請求期間当時、A 社は、オンライン記録どおりの厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。